



2019年1月31日

各 位

会社名 小林産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 檜垣俊行
(コード番号 8077 東証第1部)
問合せ先 管理本部長 粕谷貢一
(TEL: 06-6535-3690)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、2016年6月30日および7月6日の取締役会決議に基づき当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行した新株予約権の全てが消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

(1) 決議日	2016年6月30日および7月6日
(2) 割当先	当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員
(3) 新株予約権の行使期間	2018年2月1日～2021年7月28日
(4) 発行した新株予約権の数	5,950個
(5) 新株予約権の目的となる株式の数	595,000株
(6) 消滅後の新株予約権の数	0個
(7) 新株予約権の行使時の払込金額	246円

2. 新株予約権の消滅の理由

当社が発行いたしました上記新株予約権につきましては、以下に記載の新株予約権の行使の条件を満たさなくなったため、当該新株予約権の全てが消滅するものであります。

〈新株予約権の行使の条件〉

- ① 本新株予約権者は、2017年10月期から2018年10月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨て

た数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 700 百万円を超過した場合：行使可能割合:50%

(b) 1,000 百万円を超過した場合：行使可能割合:100%

(注) その他の行使条件に関しては、2016 年 6 月 30 日付け「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 新株予約権の消滅日

2019 年 1 月 31 日

4. 今後の見通し

2019 年 10 月期業績への影響は軽微であります。

以 上